

第3回 川西市特別職報酬等審議会

資料

1	市長・副市長・教育長の給料 検討資料（令和7年度人事院勧告反映版）	頁
	（1）一般職の給与改定状況（令和3年度以降）	1
	（2）一般職の給与改定状況（令和3年度以降、部長級ベース）	2
	（3）川西市特別職報酬等の改定状況（改定試算）	3
	（4）川西市特別職報酬等の改定状況（改定試算、部長級ベース）	4
2	議員報酬等の状況	
	（1）同規模団体の議員報酬	1－2
3	答申案	
	（1）市長・副市長・教育長の給料及び議員報酬等に係る答申案	1－7
4	行政委員会の状況	
	（1）行政委員会報酬等に関する調査票まとめ	1－18

一般職(全体)給与改定状況(前回の答申で反映済みの令和3年度を100,000円とした場合)

【一般職全体】

年度	人事院勧告率 (%)	川西市改定率 (%)	R3起点増減率 (対:川西市改定率)	R3起点金額 (対:川西市改定率)
令和3年度	—	—	—	100,000円
令和4年度	0.23	0.56	1.0056	100,560円
令和5年度	0.96	1.05	1.0162	101,616円
令和6年度	2.76	2.74	1.0332	103,315円
令和7年度	3.62	3.05	1.0647	106,466円
・前回の答申では、令和2年度までの川西市改定率を反映済み			令和3年度比 (対:川西市改定率)	106.5%

※ 川西市は平成29年度人事院勧告+0.15%を見送り。

※ 川西市は平成28年度人事院勧告+0.17%を見送り。

一般職(部長級)給与改定状況(前回の答申で反映済みの令和3年度を100,000円とした場合)

【一般職部長級】

年度	人事院勧告率 (%)	川西市 部長級改定率 (%)	R3起点増減率 (対:川西市改定率)	R3起点金額 (対:川西市改定率)
令和3年度	—	—	—	100,000円
令和4年度	0.23	0.15	1.0015	100,150円
令和5年度	0.96	0.22	1.0037	100,370円
令和6年度	2.76	0.92	1.0107	101,071円
令和7年度	3.62	2.39	1.0349	103,487円
・前回の答申では、令和2年度までの川西市改定率を反映済み			令和3年度比 (対:川西市改定率)	103.5%

※ 川西市は平成29年度人事院勧告+0.15%を見送り。

※ 川西市は平成28年度人事院勧告+0.17%を見送り。

川西市特別職報酬等審議会の開催状況及び改定状況(一般職全体ベース)

区分	昭和63年度			平成4年度			平成26年度			平成29年度			令和3年度			令和7年度(試算)		
	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日
市長	890,000 円	8.5 %	S63.12.1	1,040,000 円	16.9 %	H4.4.1	1,020,000 円	-1.9 %	H27.4.1	982,000 円	-3.7 %	H30.4.1	982,000 円	0.0 %		1,046,000 円	6.5 %	R8.4.1
副市長	722,000 円	8.6 %	S63.12.1	843,000 円	16.8 %	H4.4.1	827,000 円	-1.9 %	H27.4.1	796,000 円	-3.7 %	H30.4.1	796,000 円	0.0 %		848,000 円	6.5 %	R8.4.1
教育長	630,000 円	8.6 %	S63.12.1	736,000 円	16.8 %	H4.4.1	722,000 円	-1.9 %	H27.4.1	695,000 円	-3.7 %	H30.4.1	695,000 円	0.0 %		740,000 円	6.5 %	R8.4.1
議長	635,000 円	8.5 %	S63.12.1	742,000 円	16.9 %	H4.4.1	728,000 円	-1.9 %	H27.4.1	701,000 円	-3.7 %	H30.4.1	701,000 円	0.0 %		747,000 円	6.6 %	R8.4.1
副議長	570,000 円	8.6 %	S63.12.1	666,000 円	16.8 %	H4.4.1	653,000 円	-2.0 %	H27.4.1	629,000 円	-3.7 %	H30.4.1	629,000 円	0.0 %		670,000 円	6.5 %	R8.4.1
議員	516,000 円	8.6 %	S63.12.1	603,000 円	16.9 %	H4.4.1	592,000 円	-1.8 %	H27.4.1	570,000 円	-3.7 %	H30.4.1	570,000 円	0.0 %		607,000 円	6.5 %	R8.4.1
改定の考え方	一般職の給与改定、普通昇給により9.2%の上昇をみることとなったため、収入役と一部一般職の職員の給与との間に逆転現象が生じた。その是正をもとに改定。			一般職の給与改定、普通昇給により18.5%の上昇をみることとなったため、収入役と一部一般職の職員の給与との間に逆転現象が生じた。その是正をもとに改定。			一般職の給与改定(平成4年～平成25年)をもとに△1.9%の改定。			一般職の給与改定(平成26年～平成28年)をもとに△3.7%の改定。			市の財政状況、コロナ禍の経済状況などに照らし、最終的に据え置いた。			一般職全体の給与改定(令和3年～令和7年)をもとに+6.5%の改定。		

※ 教育長については、H29特別職報酬等審議会より、新たに諮問対象としており、これまでの改定については他の特別職に準じて改定している。

川西市特別職報酬等審議会の開催状況及び改定状況(部長級ベース)

区分	昭和63年度			平成4年度			平成26年度			平成29年度			令和3年度			令和7年度(試算)		
	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日
市長	890,000 円	8.5 %	S63.12.1	1,040,000 円	16.9 %	H4.4.1	1,020,000 円	-1.9 %	H27.4.1	982,000 円	-3.7 %	H30.4.1	982,000 円	0.0 %		1,016,000 円	3.5 %	R8.4.1
副市長	722,000 円	8.6 %	S63.12.1	843,000 円	16.8 %	H4.4.1	827,000 円	-1.9 %	H27.4.1	796,000 円	-3.7 %	H30.4.1	796,000 円	0.0 %		824,000 円	3.5 %	R8.4.1
教育長	630,000 円	8.6 %	S63.12.1	736,000 円	16.8 %	H4.4.1	722,000 円	-1.9 %	H27.4.1	695,000 円	-3.7 %	H30.4.1	695,000 円	0.0 %		719,000 円	3.5 %	R8.4.1
議長	635,000 円	8.5 %	S63.12.1	742,000 円	16.9 %	H4.4.1	728,000 円	-1.9 %	H27.4.1	701,000 円	-3.7 %	H30.4.1	701,000 円	0.0 %		726,000 円	3.6 %	R8.4.1
副議長	570,000 円	8.6 %	S63.12.1	666,000 円	16.8 %	H4.4.1	653,000 円	-2.0 %	H27.4.1	629,000 円	-3.7 %	H30.4.1	629,000 円	0.0 %		651,000 円	3.5 %	R8.4.1
議員	516,000 円	8.6 %	S63.12.1	603,000 円	16.9 %	H4.4.1	592,000 円	-1.8 %	H27.4.1	570,000 円	-3.7 %	H30.4.1	570,000 円	0.0 %		590,000 円	3.5 %	R8.4.1
改定の考え方	一般職の給与改定、普通昇給により9.2%の上昇をみることとなったため、収入役と一部一般職の職員の給与との間に逆転現象が生じた。その是正をもとに改定。			一般職の給与改定、普通昇給により18.5%の上昇をみることとなったため、収入役と一部一般職の職員の給与との間に逆転現象が生じた。その是正をもとに改定。			一般職の給与改定(平成4年～平成25年)をもとに△1.9%の改定。			一般職の給与改定(平成26年～平成28年)をもとに△3.7%の改定。			市の財政状況、コロナ禍の経済状況などに照らし、最終的に据え置いた。			一般職のうち部長級の給与改定(令和3年～令和7年)をもとに+3.5%の改定。		

※ 教育長については、H29特別職報酬等審議会より、新たに諮問対象としており、これまでの改定については他の特別職に準じて改定している。

人口一人当たりの議員報酬負担額について

阪神 7 市の状況

都道府県名	市名	住民基本台帳の人口 (令和7年4月1日)	現在の議員定数 (令和7年4月1日)	議長 報酬月額	議長 報酬順位	副議長 報酬月額	副議長 報酬順位	議員 報酬月額	議員 報酬順位	期末手当 支給月数	期末手当 役職加算	年間の 支出合計額	人口一人当たり の負担額	順位
兵庫県	西宮市	479,825	41	827,000	1	748,000	1	687,000	1	4.6月	20%	497,007,360	1,035.81	6
兵庫県	尼崎市	457,072	42	797,000	2	717,000	2	640,000	2	3.5月	45%	462,971,550	1,012.91	7
兵庫県	宝塚市	227,110	26	718,600	5	645,600	5	592,700	4	3.45月	45%	265,051,973	1,167.06	5
兵庫県	伊丹市	200,105	28	720,000	4	646,000	4	584,000	5	3.5月	45%	282,591,250	1,412.21	4
兵庫県	川西市	152,914	24	701,000	6	629,000	6	570,000	6	4.6月	20%	243,002,400	1,589.14	3
兵庫県	三田市	105,949	22	636,000	7	549,000	7	500,000	7	4.6月	20%	195,961,200	1,849.58	2
兵庫県	芦屋市	93,525	21	757,000	3	670,000	3	606,000	3	4.6月	20%	226,726,320	2,424.23	1

人口 1 5 万人規模の市区町村の状況

都道府県名	市名	住民基本台帳の人口 (令和7年4月1日)	現在の議員定数 (令和7年4月1日)	議長 報酬月額	議長 報酬順位	副議長 報酬月額	副議長 報酬順位	議員 報酬月額	議員 報酬順位	期末手当 支給月数	期末手当 役職加算	年間の 支出合計額	人口一人当たり の負担額	順位
青森県	弘前市	157,987	28	610,000	4	547,000	5	517,000	4	3.4月	20%	234,751,920	1,485.89	8
岐阜県	大垣市	156,370	22	630,000	3	579,000	3	553,000	3	4.6月	20%	214,952,880	1,374.64	12
山口県	宇部市	155,492	28	551,000	13	498,000	13	470,000	11	3.45月	20%	214,161,660	1,377.32	11
三重県	松阪市	155,333	24	564,000	10	503,000	12	445,000	13	3.4月	20%	174,580,560	1,123.91	17
千葉県	野田市	153,336	28	564,000	10	509,000	10	467,000	12	4.6月	20%	231,526,800	1,509.93	6
兵庫県	川西市	152,914	24	701,000	1	629,000	1	570,000	1	4.6月	20%	243,002,400	1,589.14	2
北海道	釧路市	152,875	28	600,000	5	540,000	6	490,000	9	3.45月	45%	235,994,700	1,543.71	4
愛知県	刈谷市	152,844	28	598,000	6	556,000	4	494,000	7	3.45月	45%	238,000,995	1,557.15	3
栃木県	栃木市	152,355	28	535,000	15	465,000	15	420,000	16	3.45月	45%	202,669,800	1,330.25	14
長野県	上田市	151,120	28	542,000	14	475,000	14	443,000	14	3.45月	45%	213,126,338	1,410.31	10
埼玉県	久喜市	150,706	27	483,000	17	433,000	17	410,000	17	4.6月	20%	195,628,320	1,298.08	15
愛知県	小牧市	148,674	25	596,000	7	534,000	7	504,000	5	3.45月	45%	216,305,805	1,454.90	9
東京都	多摩市	148,340	26	582,500	9	531,700	8	497,000	6	4.1月	20%	220,674,024	1,487.62	7
東京都	武蔵野市	148,285	26	690,000	2	612,000	2	561,000	2	4.85月	20%	263,130,120	1,774.49	1
埼玉県	狭山市	147,820	22	510,000	16	460,000	16	440,000	15	4.5月	20%	169,998,000	1,150.03	16
東京都	東村山市	147,416	25	558,000	12	506,000	11	485,000	10	4.15月	0%	197,336,850	1,338.64	13
愛媛県	今治市	146,721	28	585,000	8	529,000	9	492,000	8	3.45月	20%	224,442,840	1,529.73	5

阪神7市「議長・副議長・議員年収一覧(本則)」

(令和7年4月1日現在)

		報酬月額			期末手当					年収(報酬+期末手当)					
		支給額			支給額			支給月数	役職加算	支給額(順位)					
		議長	副議長	議員	議長	副議長	議員			議長		副議長		議員	
1	川西市	701,000円	629,000円	570,000円	3,869,520円	3,472,080円	3,146,400円	4.6月	20%	12,281,520円	5	11,020,080円	5	9,986,400円	5
2	尼崎市	797,000円	717,000円	640,000円	4,044,775円	3,638,775円	3,248,000円	3.5月	45%	13,608,775円	2	12,242,775円	2	10,928,000円	2
3	西宮市	827,000円	748,000円	687,000円	4,565,040円	4,128,960円	3,792,240円	4.6月	20%	14,489,040円	1	13,104,960円	1	12,036,240円	1
4	芦屋市	757,000円	670,000円	606,000円	4,178,640円	3,698,400円	3,345,120円	4.6月	20%	13,262,640円	3	11,738,400円	3	10,617,120円	3
5	伊丹市	720,000円	646,000円	584,000円	3,654,000円	3,278,450円	2,963,800円	3.5月	45%	12,294,000円	4	11,030,450円	4	9,971,800円	6
6	宝塚市	718,600円	645,600円	592,700円	3,594,797円	3,229,614円	2,964,982円	3.45月	45%	12,217,997円	6	10,976,814円	6	10,077,382円	4
7	三田市	636,000円	549,000円	500,000円	3,510,720円	3,030,480円	2,760,000円	4.6月	20%	11,142,720円	7	9,618,480円	7	8,760,000円	7

<算定方法>

{報酬月額+(報酬月額×役職加算)}×支給月数

川西市の場合

{701,000円+(701,000円×0.2)}×4.45

役職加算

役職段階等に応じて定められた加算割合

令和7年 月 日

川西市長 越田 謙治郎 様

川西市特別職報酬等審議会
会 長 大 和 正 史

特別職報酬等の額の改定について（答申案）

令和7年6月24日付で諮問のあった、市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額並びに教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員及び監査委員の報酬等の額について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1 市長、副市長及び教育長の給料の額及び議会議員の報酬の額について

（1）市長及び副市長の給料の月額、次のとおりとすることが適当である。

- | | | | |
|------|--------------|-----------------|----------|
| ・市 長 | 〇〇〇, 〇〇〇円（現行 | 9 8 2, 0 0 0 円、 | 〇. 〇%増額） |
| ・副市長 | 〇〇〇, 〇〇〇円（現行 | 7 9 6, 0 0 0 円、 | 〇. 〇%増額） |
| ・教育長 | 〇〇〇, 〇〇〇円（現行 | 6 9 5, 0 0 0 円、 | 〇. 〇%増額） |

（2）議会議員の報酬の月額、次のとおりとすることが適当である。

- | | | | |
|------|--------------|-----------------|----------|
| ・議 長 | 〇〇〇, 〇〇〇円（現行 | 7 0 1, 0 0 0 円、 | 〇. 〇%増額） |
| ・副議長 | 〇〇〇, 〇〇〇円（現行 | 6 2 9, 0 0 0 円、 | 〇. 〇%増額） |
| ・議 員 | 〇〇〇, 〇〇〇円（現行 | 5 7 0, 0 0 0 円、 | 〇. 〇%増額） |

2 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員及び監査委員の報酬等の額について次のとおり改定することが適当である。

この部分の行政委員会に係る報酬額の改定については、今後ご審議いただきます。

※カッコ内の増額の%数字は、上記の改定額と現行額の差を再計算した値（少数点以下第2位を四捨五入）。

3 改定の実施時期等について

見直しが必要とされた特別職等の報酬等の額の改定は、令和8年4月1日から実施するのが適当である。なお、これまで、審議会への諮問は、特別職の任期の大半である4年を目途として、しかるべき時期に定期的に行うことが望ましいとしていたところ、近年の物価上昇や賃上げのスピード、上がり幅を勘案すると、従前どおり審議会を4年に一度開催し、それまでの4年間は報酬等を据置きとすることは、時機を逸することになりかねず、妥当でない。

開催の間隔を見直し、その時々の本市特有の事情を考慮したうえで、人事院勧告等の社会情勢を素早く反映させるべきであることを付言する。

4 審議経過及び内容

(1) 審議の方法

審議を円滑に進めるため、前回と同様、前半でA群として常勤の特別職（市長、副市長及び教育長）と議員を、後半でB群として教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の各委員及び監査委員を分けて審議することとした。

(2) 特別職にかかる基本的な考え方

まず、議論の出発点として、過去の本審議会と同様に、特別職の報酬等については、客観的に決定できる、法的基準といったものは存在しないことが確認された。

次に、民間企業における昨今の雇用形態の変化が取り上げられ、転職によるキャリアアップを是とする考え方が普及し、終身雇用への拘りが薄れてきたことから、退職金を月額報酬やボーナスに包含して支給する動きが増えつつあり、この傾向は、企業役員の退職慰労金において顕著になっているとする意見、あるいは、企業役員の報酬においては、公務員の地域手当のように、別枠の手当が恒常的に支給されることは稀である、といった意見も披露された。

こうしたことから、本審議会においては、特別職の報酬水準を見る際には、退職金及び地域手当を反映したうえで、その任期満了時に受ける総額から年収を逆算して判断することも一つの視点であるとの意見が複数の委員から出されたところである。

これに対しては、事務局から、退職金の現行制度を再確認し、加えて、国家公務員が赴任する地域の物価等の差を調整する意図で設けられている地域手当の趣旨を踏まえ、地方公務員もこれに準拠することが求められている現状について説明があり、本審議会として、当面は、現行制度をベースに検討を進めることで共通理解を得たものである。

こうして具体的な論点整理に入ったが、今回の審議でも、これまで平成26年度、平成29年度及び令和3年度の当審議会で整理された特別職の報酬等を決定する上での基本的な考え方を踏まえて検討を進めることとなった。その一つは、一定の客観性を担保する観点から、本市と類似性の高い他都市である阪神6市の関連データとの比較により、本市の状況の

相当性（妥当性？）を確認することである。なお、他都市との比較をする際には、「報酬等の本来額（条例本則上の額）」及び「年間収入総額」をベースにして検討することを申し合わせた。もう一つは川西市という行政組織において協働するメンバーである一般職の給料との整合性を確保することである。本市の一般職の給料改定においては、従来、国家公務員の人事院勧告を基準とし（ラスパイレス指数による補正を含む。）、そこに本市の財政状況といった特殊要因等を考慮して改定率が決定されている。特別職とはいえ同一組織において協働するメンバーであることに変わりなく、それゆえ当該報酬の改定（増減率）に関してこれを参考にすることには大いに合理性があると考えてきたのである。

もっとも、コロナ禍の元で開催された令和3年度の本審議会において出された答申は、前2回のそれらとはかなり性質が異なり、特別職の報酬等の改定は見送るべきであるとするものであった。当該答申の位置付けについては、後ほど改めて言及する。

（３）特別職にかかる改定額の決定における検討内容

今回の審議ではまず、上述した基本的な考え方を令和7年度本審議会においても踏襲することの可否について、新旧資料を参考にしながら議論した。その中で、前回の本審議会答申及び追加意見書の内容についても、改めて確認し、阪神6市の関連データ、そして本市の一般職の給料改定率の二つの情報を参考とすることが、今回の審議においても基本的な検討要素となり得ることが確認された。加えて、前回の重要な論点の一つであった市長の退職手当について、阪神6市の関連データを参照するにあたっては、退職手当を含めた年収ベースでの比較が最善であるとの共通認識を持つに至った。

以上を踏まえ、今回の審議においても、まず最初に、他都市との比較についての検討を行った。「阪神6市」との間で、「報酬等の本来額（条例本則上の額）」を基に期末手当と退職手当の1年分を算入した「年間収入総額」を比較した（第1回資料4－4頁参照）。この比較を通じて、本市特別職の報酬等の額は7都市中、総じて上から5番目、6番目に位置しており、現時点でも一定の相対的妥当性を有することが確認できた。

次に、一般職の給料の改定率をめぐる論点と検討課題の確認を行った（第1回資料4－8，9頁参照）。前回の本審議会において、令和2年度までの改定分を、社会情勢に鑑み特別職等の報酬には反映させず据え置いたことに倣い、令和3年度から令和6年度までの4年間の給料改定率を算出した。その際、一般職全体の給料改定率を参考にするか、特別職に職責が最も近いと考えられる部長級の給料改定率を参考にするかの議論に供するために両数値を見たところ、一般職全体の給料改定率は4.4%増額、部長級の給料改定率は1.3%増額という結果となった。

なお、この点について審議を重ねる中で、令和7年度の人事院勧告を受けた一般職の給料改定率を特別職に反映すべきではないかとの意見があった。これは、近年の賃金上昇幅が非常に大きく、特に今年度の人事院勧告は大きな増額改定が示されたことから、この反映を次回の審議会へ送ることは、その時点の様々な情勢変化とマッチしない可能性も否定できな

い。そこで、人事院勧告から給料改定までの事務的な流れを確認したところ、令和7年度の改定率を反映させたうえで特別職等の報酬を改定するに足る日程が確保されていることから、令和3年度から令和7年度までの5年間の給料改定率を反映することとした。そして、この特別職等の報酬を改定するにあたり、参考にすべき数値として一般職全体又は部長級の給料改定率のどちらを採用するのかという点については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

さらに、三つ目の検討行程として、「民間企業における役員報酬額」との比較を行った（第1回資料4－15頁参照）。当資料は企業規模別に各種役員の平均年間報酬を列挙したものである。もちろん、営利企業と地方自治体を同視することはできないが、市長と企業役員のいずれも、組織運営を統括し、職務に伴う損害について賠償責任を負うおそれがあることに鑑みれば、川西市と同規模の「従業員1,000人以上3,000人未満の企業の役員」と市長の報酬額を比較することは、十分に検討に値する考えられる。そして、両者を対照した結果、本市特別職の報酬等は、民間企業役員の半分程の年収にしかなくておらず、かなり低い水準にあることが確認された。また、この確認の過程において、市長の退職手当額にも議論の焦点が当てられた。4年1任期である市長が任期終了後に受け取る1,800万円以上の退職手当は、一般の公務員であれば35年近く務めてそれに近い額を受け取る実態を考慮すると、世間一般の感覚とかけ離れているとの印象を持たれかねない懸念があったからである。しかし、上記のように、この退職手当を加えて算出した年間報酬総額は、同規模の民間企業役員の半分程度にとどまり、むしろ退職手当は、低額に抑えられた任期中の月額給与の後払いとしての意味合いが強いと考えられる。しかも、退職手当は、任期中に不祥事等があればその支給を制限することによってガバナンス機能を発揮することを考慮すれば、現行の退職手当制度には一定の合理性が認められると解するのが、審議会委員の大方の意見であった。

ところで、近年は、民間企業の役員のみならず、各市区町村首长らが職務に伴う損害賠償責任を問われる裁判例が散見されるようになっている。こうした責任追及の可能性は、職務の適正を確保する効果が期待される反面、新たな政策遂行を躊躇させる萎縮効果をもたらすおそれもある。そこで、この萎縮効果を低減するため、令和2年4月から施行された改正地方自治法および関連政令により、市長らの年間給与額を参酌基準としてその賠償責任額を限定することが可能となっている。本市においても、法改正の意図するところを十分に踏まえて、早急に規定を整備することが望まれる。

そして、最後の検討項目として、市の財政状況の確認を行った。前回の本審議会同様「財政力指数」を取り上げたところ、令和５年度決算値で、阪神７市中、川西市は最下位（７位）であり、依然として本市は厳しい財政状況にあることが確認できた。

その後の全体討議の中で、先述のように一般職のうち職責の近い部長級（若しくは一般職全体）の給料改定率をもって、額面どおりに〇．〇％の「増額」改定を行うことは果たして適切なのか、という点を精査することとなった。その中で、人事院勧告の給与改定率の値あるいは川西市の一般職の給与改定率に準拠して試算した額が、類似都市のそれらと比較し

て妥当な範囲に収まっているかどうかの、むしろ二次的なチェックをするうえで極めて有効なデータであったとの理解を、改めて共有した。

もっとも、最終の結論を出すにあたり、改めて想起されたのが、前回の審議会が令和3年に出した据え置きとの答申である。しかし、これは、答申の中でも率直に述べられているように、コロナ禍という極めて先行き不透明な社会情勢に直面してなされた異例の判断であり、社会情勢の大きな変化があれば適時に見直すべきことが前提とされていた。そこで、幸いにも、現在は社会情勢も一定の落ち着きを取り戻していることを踏まえ、前回の答申は考慮せずに、従前の答申の考え方をもって、この〇.〇%を改定根拠と結論付けることとした。

加えて、特別職に対する地域手当のあり方についても今後の検討材料とするべきであるとの意見があった。これは、年収ベースでの他市との比較を行なう中で、特別職に対しては地域手当を支給していないケースが大勢を占めており、また、本則の給料以外に地域手当を支給していることで総年収が見えづらい状況となっていることから、これをわかりやすく示すことを意図するものである。しかしながら、地域手当分を本則の給料に上乗せすると、退職金の算定基礎となる本則報酬額が増額となることに伴い結果として退職手当額が増額することになり、これを回避するために細かな数値の操作を加えると、逆にわかりやすさを損ないかねないこと、さらに、現在、本市では地域手当が段階的に引き下げられており、将来的にも国において一定期間ごとに見直しが行われる点からも、今回の改定時において直ちに本則で定める金額に含めて見直すという抜本的な変更は現実的に難しい面があることも理解できるところであった。特別職にかかる地域手当の取り扱いは、さらなる検討を重ねる必要があるため、今後の当審議会において具体的な対応等について十分な審議がなされることを望むものである。

また、当審議を行うに当たり、他の阪神6市の審議会の開催が、様々な時期に行われているため、現時点で単純比較ができない面があることも付記しておきたい。

以上、慎重かつ総合的な検討を経て、本委員会の審議においてはA群における報酬等の改定に関し、今回は一般職のうち職責の近い部長級（若しくは一般職全体）の給料改定率をもって、〇.〇%の「増額」改定するべきであるとの結論に至ったのである。

最後に、今後も社会情勢の変化にはできるだけ即応して開催し、議論の場を設けることが望ましいことを付帯意見とする。

（４）議員にかかる基本的な考え方

市議会議員の報酬にかかる審議においては、特別職とは異なり、地域手当が支給対象となっていない点を念頭に置きながら、さらに前回の審議会でも議論となった内容ではあるが、議員全体の報酬金額、すなわち議員定数との関連も判断要素として考慮することとした。

まずは、参考データとして、人口が同規模の自治体を比較することとし、議員報酬の総額に占める市民1人あたりの負担額を算出した資料により検証を行った。これは、議員個別の報酬単価が高くても議員定数が少なければ、個々の市民の負担は小さくなることとの相関

性を判断要素として、本市の現状分析を進めることとしたものである。

その結果は添付資料のとおりとなったが、永きにわたる傾向として、阪神間各市の議員報酬が全国的に見ても高い水準であることを改めて認識することができた。これまでの審議会においても近隣自治体との均衡という視点を重視するとともに、特別職や一般職員の給与改定とバランスを図りながら、その増減率を判断してきた経緯がある。

そこで、今回の審議会においては、過去の審議会の答申で示されてきた考え方をベースとして議員報酬の改定を判断することが継続性の観点からも妥当と考えられるため、当審議会以前、すなわち現在の議員報酬額自体を根本から見直すという視点よりも、現状の報酬水準を是としたうえで、特別職等の改定幅とのバランスや他市の動向を念頭に置きながら、その取り扱いを議論することで最終結論に至ったものである。

（５）議員にかかる改定額の決定における検討内容

今回の審議に際しても前回までの流れを踏まえて、まずは議長及び副議長以外の議員報酬について、改定にかかる審議を進めた後、その結果をベースとして議長及び副議長の報酬額を決定することとした。

現在の議員報酬は、前述のとおり地域手当は算定されていない。また、ボーナスについては、特別職等と同様の支給月数と「役職加算」が算定される規定となっている。

ここで、阪神間他市の状況を見てみると、役職加算と支給月数の取り扱いが大きく２つに分かれることが確認できた。

一つは、一般職の職員の例により役職加算の上限を２０％として、かつ支給月数についても一般職と同様に取り扱うものである。もう一つは、役職加算については国会議員の例に倣い４５％を上限とし、支給月数は国の特別職の給与法に倣い支給するものである。このように取り扱いに差異が生まれる理由として、地方自治法第２０３条において、条例で定めるところにより、期末手当を支給することができるだけ規定されていることがあげられる。なお、当該条項は、昭和３１（１９５６）年の「地方自治法の一部を改正する法律」（昭和３１年法律第１４７号）による改正の際、期末手当が既に国会議員に対し支給されていたことに鑑み、新設された条項である。

各市の年収の状況は第１回資料４－１７頁のとおりとなるが、ここでも特別職と同様に、年収ベースでの比較をしてみると、阪神間で５番目となることが確認できた。また、役職加算及び支給月数の取扱いは、二つの内どちらを採用したとしても、年収に大きな違いは無いことが確認された。なお、本市では、役職加算について、議会内の議論により条例改正が行われ、現在は２０％から６％に減算することになっている。

当審議会では、この減算に関する是非を判断する立場にはないものとするが、現状の水準は前回審議会の答申に沿って設定されたものであることから、これを基準として特別職と同程度の改定幅を適用し、〇〇％増とすることが妥当と判断したものである。

(4) 改定額等の決定における検討内容 (B 群：行政委員会の委員報酬額等)

行政委員会報酬等に関する調査票

行政委員会名	固定資産評価審査委員会
--------	-------------

○基本情報

1. 行政委員会の概要について

所掌事項	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定
委員定数	3人
委員の資格	当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者
選任方法	当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任
任 期	3年
(現在の任期期間)	令和10年3月7日まで(山口氏)、同6月8日まで(松並氏)、令和7年8月13日まで(長谷川氏)、令和7年8月14日から同10年8月13日まで(清水氏)
報 酬	委員長 日額 15,700円、委員 日額 13,800円

2. 業務内容

固定資産税の課税標準である価格は、固定資産評価基準に基づき評価することとされているが、この評価は、技術性・専門性が高いという側面を有している。そのため、より一層の適正公平を期し、納税者の評価に対する信頼を確保する趣旨から、価格に対する納税者の不服については市町村長において処理することとせず、専門性を有する独立した中立的な機関によって審査決定することとなっており、各市町村に中立的・専門的な第三者機関として固定資産評価審査委員会が設置されている。

この委員会での具体的な業務は、納税者より、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合に審査の申出を受け、その価格が適正か否かについて、書面審理(市長の弁明書、審査申出人の反論書等による争点整理や事実確認等)や、実地調査等の事実審査を行うほか、必要であれば口頭審理等を実施した上で、委員会の心証を形成し、その後、申出に対する却下、棄却、若しくは全部又は一部の認容といった審査の決定を書面にて行う。

また、委員長の任期は条例で1年と定められており、毎年年度当初には、委員の互選による委員長選任等のため会議を開催している。

なお、このほか、阪神間の9市で構成される連絡協議会が年に1回開催されており、審査申出に係る情報を交換し、また、各市より議題を持ち寄り、議論することで専門性を高めるための研鑽の場となっているこの会議への出席も当市固定資産評価審査委員会委員の業務の一つである。

3. 権限の範囲

固定資産評価審査委員会は、独自の執行権限を持ち、市長から独立してその事務を自らの判断と責任において管理し、執行する立場にあり、その決定に係る市を被告とする訴訟では市を代表するなど、審査業務について最終的な責任を負う立場にある。

4. リスクの範囲(訴訟 等)

固定資産評価審査委員会の審査決定に対し、審査申出人よりその処分の取消しを求める訴えが提起された場合は、当該訴訟において市を代表する。

5. 特殊性、他市との差異 等

○活動状況

1. 委員の活動状況(令和6年度実績)について

		活動日数 (1人当たり)	活動1回当たりの 平均的な活動時間	年間の 活動時間 (1人当たり)	出席委員数 (延べ)	報酬総額 (決算額、円)
委員会の会議	委員長	12	2	24	12	
	委員	12	2	24	24	
	計	24		48	36	
委員会の会議以外	委員長	0	0	0	0	
	委員	0	0	0	0	
	計	0		0	0	
合計	委員長	12		24	12	188400
	委員	12		24	24	331200
	計	24		48	36	519600

※「委員会の会議以外」:委員会以外の会議・研修会・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務など

2. 委員会の会議以外の活動状況について

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、篠山市、丹波市、川西市で構成される、阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会が年に1回開催されている。その年の各市の審査申出件数や内容等について情報を交換し、また、各市より議題を持ち寄り、その回答について発表し合った上で、質疑応答を行っている(令和6年度は書面開催)。

その他に、令和6年度の委員の出席はなかったが、毎年、(一財)資産評価システム研究センターが、固定資産評価審査委員会運営研修会を実施しており、審査申出制度の現状と課題、固定資産評価の基礎知識、審査委員会の運営、近年の審査申出の傾向を把握すること等を目的に、この研修へ参加することもある。

○確認事項

1. 前回調査時(令和3年度)以降で特に状況が変わった点

H24:6件、H25～R3:0件、R4:1件、R5:0件、R6:3件、R7:2件となっており、対象案件が増加傾向といえる。

行政委員会報酬等に関する調査票

行政委員会名	教育委員会
--------	-------

○基本情報

1. 行政委員会の概要について

所掌事項	地方自治法第180条の8、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、「法」という。)第21条に規定する事項 川西市教育委員会に対する事務委任に関する規則に規定する事項 (ただし、川西市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例に規定する事項を除く)
委員定数	4人(法第3条)
委員の資格	当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもの (ただし、以下のいずれかに該当する者は除外する) ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ・禁錮以上の刑に処せられた者 その他、過半数が同一政党に所属してはならない規定、保護者である者を含まなければならない規定あり (法第4条第2項から第5項)
選任方法	地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。(法第4条第2項)
任 期	4年(法第5条)
(現在の任期期間)	①平成30年12月25日～(2期目)、②令和元年年10月1日～(2期目)、③令和3年年10月1日～(1期目)、④令和6年10月1日～(1期目)
報 酬	月額 150, 200円

2. 業務内容

- ①委員会の会議
教育委員会の所管する事項について審議、協議、報告等を行う。
定例会、臨時会、協議会・懇談会
- ②他の会議等
・総合教育会議
市長と教育委員会で教育に関する施策等について協議・調整を行う。
・川西市PTA連合会、川西市子どもの人権オンブズパーソン等との懇談会
- ③教育委員会連合会等
・阪神7市1町、兵庫県、近畿の連合会総会及び研修会に出席。
・役員を務める委員は、理事会及び全国の総会、要望活動に出席。
・研修会の内容は、教育課題に対する講演、意見交換、事例研究など
- ④行事等
・学校、幼稚園、保育所、こども園などで開催される行事に出席。
・学校園での研究授業等
・教職員研修等
・成人式、訓示会等
- ⑤その他
・教科書採択協議会委員
・学校管理職選考模擬面接委員
・学校園訪問(新任校園長、教頭と懇談)

3. 権限の範囲

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第21条の規定によるもの

- ①教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関する事。
- ②教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関する事。
- ③教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。
- ④学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。
- ⑤教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。
- ⑥教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- ⑦校舎その他の施設及び教員その他の設備の整備に関する事。
- ⑧校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
- ⑨校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- ⑩教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
- ⑪学校給食に関する事。
- ⑫青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
- ⑬スポーツに関する事。
- ⑭文化財の保護に関する事。
- ⑮ユネスコ活動に関する事。
- ⑯教育に関する法人に関する事。
- ⑰教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
- ⑱所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。
- ⑲前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。

ただし、川西市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の規定により、

- ①図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関する事(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)
- ②スポーツに関する事(学校における体育に関する事を除く。)
- ③文化に関する事(次号に掲げるものを除く。)
- ④文化財の保護に関する事。は市長の権限としている。

また、川西市教育委員会に対する事務委任に関する規則の規定により、

- ① 保育の実施に関する事。
- ② 保育所、認定こども園、私立幼稚園及び地域型保育事業に関する事(保育所、認定こども園及び私立幼稚園の設置及び廃止並びに地域型保育事業の設置及び廃止に係る認可に関する事を除く。)
- ③ 認可外保育所(地域保育園を含む。))に関する事。
- ④ 放課後児童健全育成事業に関する事。
- ⑤ 若者支援及び青少年の健全育成に関する事。は教育委員会の権限としている。

4. リスクの範囲(訴訟 等)

法第56条の規定により、抗告訴訟等については、教育委員会はその処分等について地方公共団体を被告とする訴訟について代表することとなる。

また、保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、留守家庭児童育成クラブなど多くの教育機関等を所管し、関係する職員、児童生徒、市民は多数に上る。特に、学校園所は生活する時間も長く、事件・事故等が発生する可能性は比較的高くなり、事件・事故が発生した際は、その責任が問われることが考えられる。

5. 特殊性、他市との差異 等

教育分野は、市民にとって関心が高い分野である。市議会においても教育に関する一般質問がなされることが多く、注目度が高い行政委員会である。

幼稚園、保育所、認定こども園が、小学校と連動できるよう、本市では、教育委員会で保育所、認定こども園を所管している。

また、学校施設を利用するため、学童保育(留守家庭児童育成クラブ)も所管している。

○活動状況

1. 委員の活動状況(令和6年度実績)について

		活動日数 (1人当たり)	活動1回当たりの 平均的な活動時間	年間の 活動時間 (1人当たり)	出席委員数 (延べ)	報酬総額 (決算額、円)
委員会の会議	委員長					
	委員	46	1	46	184	
	計	46		46	184	
委員会の会議以外	委員長					
	委員	22.5	2	45	90	
	計	22.5		45	90	
合計	委員長					
	委員	68.5		19,200	274	7,209,600
	計	68.5		19,200	274	7,209,600

※「委員会の会議以外」: 委員会以外の会議・研修会・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務など

2. 委員会の会議以外の活動状況について

- ・総合教育会議
法第1条の4に基づき、市長が招集する会議。年間2回程度
- ・川西市子どもの人権オンブズパーソンとの懇談会
関係機関等との意見交換会 年間各1, 2回
- ・教育委員会連合会総会、研修会等
近畿、県、阪神地区の連合会による。教育の諸課題等に対する研修会・講演会など。 年間延べ6回程度
- ・県連合会理事会等
連合会の役員会。県教委への要望活動等 年間6回程度
- ・教育研究発表会、教職員研修会、学校園所訪問
学校園で開催される教育研究発表、教職員向け研修など
- ・成人式、教育長訓示 年間各1回
- ・学校管理職選考模擬面接、教科書採択協議会等
面接委員や協議会委員など 年間各2回程度
- ・電話・メール等での資料校正など
会議資料、事案報告、意見収集、相談等

○確認事項

1. 前回調査時(令和3年度)以降で特に状況が変わった点

社会教育機関等が教育委員会から市長部局へ移管となったことにより、図書館、公民館、文化等に関する行事活動に出席していない。
新型コロナウイルス感染症の流行以降、学校園所での入学式など学校行事に出席していない。

行政委員会報酬等に関する調査票

行政委員会名	選挙管理委員会
--------	---------

○基本情報

1. 行政委員会の概要について	
所掌事項	選挙に関する事務及びこれに関係のある事務の管理・選挙管理委員会の開催・啓発活動
委員定数	4人(地方自治法第181条)
委員の資格	選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもの(地方自治法第182条)
選任方法	市議会における選挙(地方自治法第182条)
任 期	4年(地方自治法第183条)
(現在の任期期間)	令和5年8月15日～令和9年8月14日
報 酬	委員長 月額 117,900円、委員 月額 13,800円

2. 業務内容
(委員長・委員共通) ・各種選挙の管理執行 ・定例委員会及び臨時委員会での議案の審査 ・公職選挙法改正に伴う市選挙管理委員会の事務取扱方針の決定 ・全国・近畿・県の各連合会主催の総会・研修会等への参加 ・各種懸案事項に対する協議 ・主権者教育に関する選挙出前授業への参加 ・各種選挙時の街頭啓発等 ・川西市明るい選挙推進協議会が主催する総会や講演会への参加 (委員長) ・市議会への出席 ・事務局職員の人事・サービス管理 ・事務局決裁 ・事務局との打ち合わせ (委員会に上程する議案のほか、各種懸案事項について、委員長と事務局で事前の打ち合わせを行っている) また、選挙管理委員会の職務として、選挙に関する事務の管理のほかにも、選挙が公明かつ適正に行われるよう、あらゆる機会を通じて選挙人(有権者)の政治意識の向上に努めることなども重要な職務である。また、地方公共団体の議会の解散請求、議員や長の解職請求の対応も選挙管理委員会の役割である。

3. 権限の範囲

委員長の権限

- ・補充員をもって委員に補充すること。(地方自治法第182条第3項)
- ・委員の退職を承認すること。(地方自治法第185条第2項)
- ・委員長職務代理者を指定すること。(地方自治法第187条第3項)
- ・委員会を招集すること。(地方自治法第188条)
- ・委員の除斥又は事故により定足数に達しない場合に補充員をもって臨時委員に補充すること。(地方自治法第189条第3項)
- ・委員会の議事における可否同数の場合の決裁権の行使(地方自治法第190条)
- ・委員会が成立しない場合等に委員会の議決すべき事務を専決処分すること。(川西市選挙管理委員会規程第18条)
- ・委員会への議案を提出すること。(川西市選挙管理委員会規程第8条第3項)
- ・委員会の議決を執行すること。(川西市選挙管理委員会規程第16条)
- ・

委員の権限

- ・委員長の退職を承認すること。(地方自治法第185条第1項)←委員会の承認
- ・委員会の招集を請求すること。(地方自治法第188条)

ただし、予算の調製・執行等、議会の議決案件の議案の提出については、委員会は原則として権限を有しない。(地方自治法第180条の6)

また、首長と委員会は、それぞれの事務について、他の執行機関への委任、又は補助執行、職員の兼務等が可能。(地方自治法第180条の7)

4. リスクの範囲(訴訟 等)

- ・選挙管理委員会の処分又は裁決に係る市を被告とする訴訟については、選挙管理委員会が市を代表する。(地方自治法第192条)
- ・選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があった場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。(公職選挙法第205条)

選挙の規定に違反していることとは、選挙管理の任にある期間が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害される時を指す。例えば、啓発周知の方法の誤りで選挙人を混乱させた場合、投票用紙の交付誤り、選挙公報の掲載誤り、候補者の氏名等掲示誤りなど。また、選挙の結果に異動を及ぼす虞があることとは、その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう。

このように、選挙管理委員会委員に直接、訴訟を起こすことはないにしても、選挙管理委員会として常に訴訟提起されることは想定しておかねばならない。

このほか、公職選挙法第206条第1項において、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙においてその当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、選挙管理委員会に異議を申し出ることができるとされ、同条第2項で、その決定に不服がある者は、当該都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができるとされ、さらに、第207条では、都道府県の選挙管理委員会の決定又は裁決に不服がある者は、当該都道府県の選挙管理委員会を被告とし、高等裁判所に訴訟を提起することができるとされており、その訴訟については、県選挙管理委員会とともに対応することとなる。

(平成26年、令和4年に執行された市議会議員選挙に対して異議申出の実例がある。)

5. 特殊性、他市との差異 等

本市は衆議院小選挙区の区割りにおいて、平成29年より市の区域を分割(兵庫県第5区及び第6区)されており、衆議院議員総選挙時は、2つの選挙区の投開票事務を行うことになり、他市と比較して、委員会(委員)の負担は増大している。また、その後令和4年の改定により、分割の区域が変更されるなど、今後も区割りに関連した負担増は継続していくものと考えられる。

○活動状況

1. 委員の活動状況(令和6年度実績)について

		活動日数 (1人当たり)	活動1回当たりの 平均的な活動時間	年間の 活動時間 (1人当たり)	出席委員数 (延べ)	報酬総額 (決算額、円)
委員会の会議	委員長	17	1	17	17	
	委員	17	1	17	48	
	計	34		34	65	
委員会の会議以外	委員長	131	4	524	131	
	委員	7	7	49	13	
	計	138		573	144	
合計	委員長	148		541	148	1414800
	委員	24		66	61	828000
	計	172		607	209	2242800

※「委員会の会議以外」:委員会以外の会議・研修会・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務など

2. 委員会の会議以外の活動状況について

委員長においては、市議会本会議の出席、各種連合会、協議会等の出席、選挙にかかる啓発活動等への参加のほか、週に2〜3回程度の出勤で、選挙事務に関する決裁や、各種選挙の管理執行に係る課題の調査研究、公職選挙法等の改正に伴う対応についての協議事務等がある。委員については、各種連合会、協議会主催の研修会への参加、選挙に係る啓発活動等への参加など。

○確認事項

1. 前回調査時(令和3年度)以降で特に状況が変わった点

特になし

行政委員会報酬等に関する調査票

行政委員会名	監査委員会
--------	-------

○基本情報

1. 行政委員会の概要について

所掌事項	市の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」などが、法令等に従って適正に行われているかどうか、また、効率的・効果的に行われているかどうかといった観点から、地方自治法等に基づいた各種監査や審査等を実施
委員定数	3人
委員の資格	人格が高潔で財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者（識見委員）及び議員（議選委員）
選任方法	市長が議会の同意を得て選任
任 期	識見委員は4年、議選委員は議員の任期
（現在の任期期間）	石田代表監査（R6.4.1～R10.3.31）、向山委員（R6.4.1～R10.3.31）、平岡委員（R6.10.25～R8.10.27）
報 酬	代表監査委員 月額247,600円、監査委員 月額234,000円、議員選任委員 月額53,600円

2. 業務内容

監査委員は、主として市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理を監査するために、市長その他の任命権者から拘束されない、独立した地位を有する執行機関です。

監査委員は、地方自治法その他の法令に基づいて、主に次のような監査等を実施します。

(1) 例月現金出納検査

各月の現金出納について、原則として毎月検査を実施します。

具体的には、会計管理者や各公営企業から出納日報や預金残高証明書のほか、各種帳簿類や収入・支出に係る伝票類の提出を受け、計数が適正なものとなっているか、伝票類は正確に記載されているか等の書類の検査を行ったうえで、会計管理者をはじめ、各所管からヒアリングを行います。

また、伝票類の検査を行うなかで、不適正な会計処理等があった場合には、委員質疑や文書による指摘を行い、検査終了後、市長及び議長に対して報告書を提出します。

なお、委員質疑や文書による指摘を行った事案については、改善に向けての取組がなされるよう指摘を行うとともに、回答どおりの取組等がなされているかなど、改善状況についての経過を注視する場合があります。

(2) 決算審査

一般・特別、公営企業の各会計の決算及び基金運用について、諸書類の審査を実施します。

実施時期は、企業会計が6月上旬～8月中旬、一般・特別会計が7月上旬～9月中旬です。

審査の方法は、①決算書類のほか、各課に係る資料、書類の提出を求める。②監査委員及び事務局職員が資料を基に疑問点を洗い出し、事務局が予備審査を実施する。③予備監査の結果を審査調書にまとめて監査委員と協議し、質問指摘事項の打合わせを行う。④本監査当日の質疑事項を、事前（本監査の約1週間前）に係課へ送付する。⑤本監査は一般・特別会計3日間、企業会計1日の日程で関係職員の出席を求め事前に送付した質疑内容について、監査委員との質疑応答を行う。

以上の審査を行った後、意見書作成に向けて、監査委員は事務局案について、複数回にわたり審査調書、質疑内容等をチェックしたうえで細部にわたる審査（意見交換等）を行ってうえで合議により意見書を作成し、市長に提出します。

(3) 財務指標審査

地方公共団体の財政の健全化のレベルを判断するための指標である健全化判断比率及び資金不足比率について、諸書類の審査を実施します。

実施時期、審査の方法、質疑、意見書の作成等は、決算審査と同様です。

(4) 定期監査

定期監査は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、主に合規性や正確性のほか、有効性や効率性などの観点でも監査を実施します。

監査は、監査計画により年間6部署程度を対象として実施します。

監査の方法は、①対象部局に収入・支出関係資料をはじめ、業務委託や工事関連の契約書などの書類の提出を求める。②監査委員及び事務局職員による予備監査を約1カ月半程度実施する。③予備監査結果を事務局が監査調書にまとめて委員会で協議し、監査委員と質問指摘事項の打合を行い、質疑事項を確定させる。④本監査当日の質問指摘事項を、事前(本監査の約1週間前)に関係課へ送付する。⑤本監査当日は、関係職員の出席を求め、事前を送付した質疑内容について、監査委員が質疑を行う。

以上の審査を行った後、意見書作成に向けて、監査委員は事務局案について、複数回にわたり監査調書、質疑内容等をチェックしたうえで細部にわたる審査(意見交換等)を行ったうえで、審査調書、質疑内容及び監査委員の意見等を基に、監査委員の合議により定期監査報告書を作成し、公表するとともに、市長及び議長に提出しています。

また、監査の実効性を確保するため、指摘等に対する改善・措置状況について報告を求め、当該報告についても公表し、市長及び議長に提出しています。

(5) 随時監査

定期監査のほか、必要があると認める場合にも監査を実施します。

川西市では、工事監査を随時監査としての位置付けで必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施しています。

監査は、外部委託(技術士)により、実施しています。

監査の方法は、①関係課から入札、契約、設計、工事等の関係書類の提出を求める。②当日は技術士により、書類審査を行い、監査委員を含めて現場調査の後、質疑応答を行う。③後日、技術士から報告書の提出を受ける。

以上の報告書に基づき、監査委員会議で監査結果報告書を作成し、公表するとともに、市長及び議長に提出しています。

また、監査の実効性を確保するため、指摘等に対する改善・措置状況について報告を求め、当該報告についても公表し、市長、議長に提出しています。

(6) 財政援助団体等監査

市が出資(1/4以上出資)又は補助金を交付している団体等を対象として年1回実施しています。

対象団体が補助又は出資の目的に沿った事業がなされているか、適正な会計事務がなされているかなどについて監査を実施します。

監査の方法などは、定期監査と同様です。

(7) 行政監査

上記(1)～(6)の財務に関する監査等のほかに、必要があると認める場合に一般行政事務についても適時に監査することができるとされています。

川西市では、基本的に定期監査の中に行政監査的な視点を取り入れて実施しています。

(8) 住民監査請求監査

住民監査請求は、上記のように監査委員が計画的かつ自発的に監査を実施するのとは違い、住民から、市長等の職員について違法又は不当な財務会計上の行為があり、必要な措置を講ずるべきとの請求があった場合に監査を実施するものです。(監査期間＝申請受付日の翌日から60日以内)

監査の方法は、①申請書の要件審査(監査委員による受理・補正命令・却下の決定)②事務局による準備(関係部局への資料提出依頼や関係資料の収集等)③監査委員による監査(請求人に対する証拠の提出及び陳述の付与・関係部局職員に対する事情聴取)

以上の監査を行った後、監査委員が監査結果の方針の決定や監査結果報告書の作成に向けて、論点整理や意見を出し合い、監査委員の合議により、監査結果の方針を決定し、監査結果報告書を作成します。

監査結果は請求人に通知するとともに公表します。

また、請求に理由があると認める場合には、市又は職員に対し、期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告し、勧告に示した期間内に措置報告を求めます。

(9) その他の監査

上記のほか、監査委員の職務権限に基づくものとして主に次のものがあります。

- ・職員の賠償責任に関する監査
- ・住民からの直接請求監査
- ・議会の請求に基づく監査
- ・市長の要求に基づく監査
- ・指定金融機関等監査

3. 権限の範囲

根拠: 川西市監査基準

- ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査(年1回以上)〈定期監査〉(法 § 199①)
- ・決算審査(法 § 233②、公企法 § 30②)
- ・例月現金出納検査(法 § 235の2①)
- ・基金の運用状況の審査(法 § 241⑤)
- ・健全化判断比率の審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律 § 3①)
- ・資金不足比率の審査 § 22①)
- ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査(必要がある場合)〈随時監査〉(法 § 199⑤)
- ・地方公共団体の事務の執行に係る監査(必要がある場合)〈行政監査〉(法 § 199②)
- ・財政援助団体等の監査(必要がある場合又は長の請求)(法 § 199⑦)
- ・指定金融機関等の監査(長・公営企業管理者からの請求)(法 § 235の2②、地方公営企業法 § 27の2①)
- ・事務監査請求による監査(住民・議会・長からの請求)(法 § 75・98②・199⑥)
- ・住民監査請求による監査(住民からの請求)(法 § 242)
- ・職員による現金・物品等の損害事実の有無の監査等(長からの請求)(法 § 243の2の8③、公企法 § 34)
- ・その他監査に付随する権限

4. リスクの範囲(訴訟 等)

地方自治法では、監査委員の職務権限として様々な権限が定められ、数多くの規定があるのに対し、義務に関する規定は、守秘義務などに限られています。

当然、監査結果(報告書)は、監査委員の連名によるものであり、それに対する責任は監査委員一人一人にあり、重大な責任を負っているといえます。

なお、住民監査請求の結果に不服がある場合は、住民訴訟を提起することができます。

また、住民訴訟において、損害賠償や不当利得返還請求を命ずる判決が確定し、市が市長等に対し損害賠償等を請求する訴訟を提起する場合は、代表監査委員が原告である市を代表することになります。

5. 特殊性、他市との差異 等

監査委員は、それぞれの委員が独立して職権を行使する独任制の機関です。

他の行政委員会と違って、委員会制をとっていないため監査委員を対外的に代表する委員長は置かれていません。ただし、識見委員の1人が代表監査委員として監査委員に関する庶務に関する事務を行います。

また、監査委員制度は地方自治法に基づくものであり、勤務形態や、人員等が異なるものの、職務に関して他市と差はありません。

○活動状況

1. 委員の活動状況(令和6年度実績)について

		活動日数 (1人当たり)	活動1回当たりの 平均的な活動時間	年間の 活動時間 (1人当たり)	出席委員数 (延べ)	報酬総額 (決算額、円)
委員会の会議	代表監査	35	6.5	227.5	35	
	監査委員	35	6.5	227.5	35	
	監査委員(議員選出)	35	6.5	227.5	35	
	計	105		682.5	105	
委員会の会議以外	代表監査	95	4	380	95	
	監査委員	3	4	12	3	
	監査委員(議員選出)	0	0	0	0	
	計	98		392	98	
合計	代表監査	130		607.5	130	2,971,200
	監査委員	38		239.5	38	2,808,000
	監査委員(議員選出)	35		227.5	35	643,199
	計	203		1074.5	203	6,422,399

※「委員会の会議以外」:委員会以外の会議・研修会・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務など

2. 委員会の会議以外の活動状況について

代表監査委員は、委員会開催日のほか毎週火・木・金曜に出勤し、監査内容の確認等を行うとともに、市議会本会議への出席や、監査関係の研究会等に出席しています。

また、例月現金出納検査、決算審査、定期監査、住民監査請求など、いずれの監査業務においても、監査委員はネットワーク上のクラウドサービスにアップロードした資料等にアクセスすることにより、庁舎に出向くことなく、検査資料のチェック、意見書内容等の確認などの業務活動を適宜行っています。

○確認事項

1. 前回調査時(令和3年度)以降で特に状況が変わった点

毎年約1件の住民監査請求があり、これまでの業務に加えた監査を実施している状態です。

住民監査請求については、市民が、市長や市の職員等による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの市の財務会計上の行為が違法又は不当であると考えるときに監査委員に対し監査を請求することができます。監査委員の監査及び勧告は、請求があった日から60日以内に行わなければならないことから、短期間での対応が必要になるとともに、請求に伴い、委員の会議の活動日数は増加しています。

また、市の内部統制制度が制度化されれば、監査委員は新たに内部統制評価報告書に対する意見書を作成することとなります。

行政委員会報酬等に関する調査票

行政委員会名	公平委員会
--------	-------

○基本情報

1. 行政委員会の概要について	
所掌事項	職員の勤務条件に関する措置要求の審査・判定、職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決または決定、職員からの苦情処理、管理職員等の範囲を定める、職員団体の登録等を所掌
委員定数	3人
委員の資格	人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者
選任方法	市長が議会の同意を得て選任
任 期	4年
(現在の任期期間)	満村委員長(R5.8.14～R9.8.13)、白井委員(R7.8.4～R11.8.3)、藤田委員(R4.8.1～R8.7.31)
報 酬	委員長 日額15,700円、委員 日額13,800円

2. 業務内容
公平委員会は、地方公務員法に基づき設置されている行政委員会であり、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために、市長その他の任命権者から拘束されない、独立した地位を有する準司法的な機能を有する機関です。 公平委員会が行う職務は次のとおりです。 (1)勤務条件に関する措置の要求 公務員には労働協約締結権を含む団体交渉権や争議権が認められないなど、労働基本権が制限された代償の一つとして措置要求制度があります。 この制度は、職員に給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、当局により適正な措置がとられるべきことを要求する権利を認めたものです。 対象となる事項は、①給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関する事項、②昇任、降任、転任、免職、休職及び懲戒の「基準」に関する事項、③労働に関する安全及び衛生に関する事項、④執務環境、福利厚生等に関する事項などで、勤務条件に該当しないものや市の管理運営事項に該当するものは対象になりません。 これらの要求があつたときは、公平委員会は、事案について口頭審理その他の方法による審査及び判定を行い、その結果に基づいて、権限を有する市の機関に対し、必要な勧告をすることとしております。 (2)不利益処分に対する審査請求 市長など各任命権者によって懲戒処分その他の不利益な処分を受けた職員から処分に対し不服があるとして審査請求があつた場合は、公平委員会が書面・口頭審理など、必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が①適法・妥当であれば、当該処分を承認し、②違法・不当であれば、これを取り消し又は修正し、さらに必要があれば是正措置を指示する救済方法です。 (3)職員からの苦情相談 勤務条件その他人事管理全般に関することの苦情相談の処理をします。 苦情相談の例としては、辞職を強要されている、職場でいじめや嫌がらせを受けている、休暇を認めてもらえないなどです。 公平委員会は、苦情相談の申し出があつた場合は、申出人に助言するほか、関係者からの事情聴取や調査を行い、必要に応じてあっせんや改善の指導等を行います。

(4)管理職員等の範囲を定める権限

地方公共団体の労使関係で使用者側の立場に立って行動すべき職責を有する職員(管理職員等)の範囲について、公平委員会が規則を制定し定めております。

(5)職員団体(労働組合)の登録関係事務

職員団体の登録は、公平委員会の権限に属するもので、新規登録、役員変更等の登録事項変更などの審査を行います。

(6)その他

その他法令に基づく権限に属する事務として、次のものがあります。

- ・学校医等の公務災害に係る審査請求
- ・職員の退職管理に関する事務

3. 権限の範囲

(地方公務員法第8条第2項を抜粋)

2 公平委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- 二 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- 四 前三号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務

4. リスクの範囲(訴訟 等)

不利益処分に対する審査請求に対し公平委員会が裁決した判定について、申立人に不服がある場合は、訴訟を提起することができます。この場合、委員会の裁決の取消しを求めて、委員会を被告として裁判所に出訴することができます。

また、新たなかつ重大な証拠等が発見されたなどの場合には、審査請求の再審の請求を行うことができます。

なお、勤務条件に関する措置の要求に対し公平委員会が行った判定についても、取消訴訟の対象になるとされています。

5. 特殊性、他市との差異 等

公平委員会は、市の職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障する目的で設けられた準司法的権限を有する機関です。

また、公平委員会の組織や権限等は法律で定められており、市によって差異はありません。

○活動状況

1. 委員の活動状況(令和6年度実績)について

		活動日数 (1人当たり)	活動1回当たりの 平均的な活動時間	年間の 活動時間 (1人当たり)	出席委員数 (延べ)	報酬総額 (決算額、円)
委員会の会議	委員長	6	2	12	6	
	委員	6	2	12	12	
	計	12		24	18	
委員会の会議以外	委員長	4	3.5	14	4	
	委員	1	4	4	2	
	計	5		18	6	
合計	委員長	10		26	10	157000
	委員	7		16	14	96600
	計	17		42	24	253600

※「委員会の会議以外」: 委員会以外の会議・研修会・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務など

2. 委員会の会議以外の活動状況について

5/10 兵公連総会・事務研究会
 7/29～30 全公連・本部研究会
 8/23 全公連近畿支部第2回理事会及び総会
 11/1 全公連通常総会
 11/8 兵公連・事務研究会
 11/13 東部ブロック連絡協議会

各会議等に公平委員1名ずつ出席

○確認事項

1. 前回調査時(令和3年度)以降で特に状況が変わった点

不利益処分についての審査請求は、令和6年度、7年度にかけて各1件ずつ受理しています。
 本請求については、提出される請求書、答弁書、反論書及び証拠等の資料に基づき(状況によっては口頭審理を経て)争点等の整理を行い、心証形成を図ったうえで裁決行うことから、長期にわたり審理を進めることになります。審理に当たっては、審査請求人及び処分者から提出され、延十数種類の数十ページから100ページに渡る資料を読み込み、論点整理や心証形成を図るほか、事務局からの相談への対応など、各委員の活動日数外の時間で対応しています。なお、7年度の委員会開催時間の平均は約3時間です。
 また、近年苦情相談件数が増加していることもあり、相談内容について、委員会の指示を仰ぐ必要がある場合については、委員長等の指示を仰ぐなど、活動日数外の時間で対応していただいています。

行政委員会報酬等に関する調査票

行政委員会名	農業委員会
--------	-------

○基本情報

1. 行政委員会の概要について	
所掌事項	農業委員報酬
委員定数	16人(川西市農業委員会の委員の定数を定める条例)
委員の資格	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者(農業委員会等に関する法律第8条)
選任方法	市町村長が、議会の同意を得て、任命する。(農業委員会等に関する法律第8条)
任 期	3年
(現在の任期期間)	令和6年8月1日～令和9年7月31日
報 酬	会長 月額 59,500円、副会長 月額 50,100円、委員 月額 45,800円

2. 業務内容
農業委員会の業務内容は、大きく分けて以下の4つに分類されます。 ①農地法に基づく許認可などの法令業務における審議等 ・農地の売買や賃借の許可 ・農地転用に関する事務 ・遊休農地(耕作放棄地)の調査、指導 等々 ②農業施策に関する意見の公表等 ・県や市に対する意見提出 等々 ③農地等の利用の最適化の推進に関する事務(法改正により新たに追加) ・農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進 ・遊休農地(耕作放棄地)の発生防止や解消を促進 ・地域の農業者等の話し合いを推進 ・農地等の利用の最適化の推進に関する計画の策定 等々 ④地域農業の振興を図るための活動等 ・認定農業者等への農地の利用集積 ・経営改善の相談 ・農業や農業者に関する情報提供 等々 なお、③は、本来、「農地利用最適化推進委員」の業務内容であります。川西市農業委員会では、「農地利用最適化推進委員」を委嘱しないため、これらの業務も農業委員が行うことになります。

3. 権限の範囲

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第1項に規定する専属的権限を有します。

主なものは、以下のとおりです。

①農地法に基づく業務

- ・農地の売買・貸借等による権利移動をする場合の許可
- ・遊休農地の所有者等に対する利用意向調査
- ・農地台帳の作成・公表

②農業経営基盤強化促進法に基づく業務

③市民農園整備促進法に基づく業務

④生産緑地法に基づく業務

⑤特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく業務

⑥都市農地貸借円滑化法に基づく業務

⑦農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく業務

等

4. リスクの範囲(訴訟 等)

上記「3.権限の範囲」に記載している権限を有していることから、これらの判断におけるトラブルを巡って訴訟に発展するリスクは存在します。

例えば、権利移動や転用許可処分に関して、近隣に移住する住民等から農地以外のものにすることにより、何らかの支障があるとの訴えなどが考えられます。

5. 特殊性、他市との差異 等

本市の場合は、南北に縦長の市域であり、農地については、南部地域では市街化区域(生産緑地を含む)が中心で、中部・北部地域では市街化区域と市街化調整区域が混在した中で農地が存在しており、農業形態は地域によって課題も大きく異なっているのが現状であります。

また、経済的社会的条件や地形等の自然条件などを踏まえて、総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域としての、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域」ではありません。

ある一定の農地(遊休農地含む)を有しているにもかかわらず、農業委員会等に関する法律の改正(H28.4.1施行)に伴い、任意事務から必須事務となった農地利用の最適化を推進していくためには、より一層高度な知識と経験を活かし、自らの判断と責任において取り組んでいかなければならないものであります。

○活動状況

1. 委員の活動状況(令和6年度実績)について

		活動日数 (1人当たり)	活動1回当たりの 平均的な活動時間	年間の 活動時間 (1人当たり)	出席委員数 (延べ)	報酬総額 (決算額、円)
委員会の会議	会長	12	1	12	12	
	副会長	13	1	13	13	
	委員	12.35	1	12.35	173	
	計	37		37.35	198	
委員会の会議以外	会長	114	1	114	114	
	副会長	107	1	107	107	
	委員	72.5	1	72.5	1015	
	計	294		293.5	1236	
合計	会長	126		126	126	714,000
	副会長	120		120	120	601,200
	委員	85		84.85	1188	7,694,400
	計	331		330.85	1434	9,009,600

※「委員会の会議以外」:委員会以外の会議・研修会・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務など

2. 委員会の会議以外の活動状況について

- ・農地の出し手・受け手の意向把握(情報の収集・現地調査等)
- ・地域計画作成の協議の場の参画(地図作成等)
- ・農地中間管理機構との連絡調整、関係機関との打ち合わせ
- ・現地調査、(農地法第3条、4条、5条、利用権等)
- ・農地パトロール(問題案件や遊休農地解消確認などの内容記載)
- ・遊休農地所有者への利用意向調査の配付・回収、保全管理指導等
- ・農地の仲介・あっせん
- ・新規就農希望者からの相談対応等
- ・就農後の定着支援
- ・農地関連相談(転用、紛争、相続など、農地利用最適化関連以外)
- ・農政関連情報の収集・提供(全国農業新聞の普及含む)
- ・農業税制(説明・照会等)
- ・農業者年金(受給相談・加入推進等)

○確認事項

1. 前回調査時(令和3年度)以降で特に状況が変わった点

○令和5年4月から地域農業の在り方を示した「地域計画」の策定が法定化され、現況地図や目標地図の作成や地域での協議の場に参画した。

※現況地図・・・農地の出し手・受け手の意向・年齢、後継者の有無の状況、遊休農地などを反映した地図

※目標地図・・・高齢などで耕作ができなくなった際に、次の耕作者へスムーズに引き継がれるよう、10年後の農地利用の将来図となるもの。

○農地利用の最適化活動の強化

農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」の発出(令和4年2月2日)

同名の農地政策課長通知の発出(令和4年2月25日)



本ガイドラインに沿った「事業計画」策定と「点検・評価」、「公表」の実施